

事 務 連 絡

平成 25 年 7 月 16 日

中央官庁営繕担当課長連絡調整会議 構成員 各位

全国営繕主管課長会議 構成員 各位

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

エレベーター設備工事における現場代理人の常駐義務の緩和について

日頃より営繕行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、官庁施設のエレベーター設備工事において、1者応札の割合が高いことなどから、改善が必要であるとの認識を有しており、その対策の一つとして、現場代理人の常駐義務を緩和し、工事発注における競争性の確保に努めているところです。

この対策の周知・普及の観点から、当方で実施している緩和の運用等について別紙のとおりお知らせいたします。この対策の効果を確実なものとするためには、同様の対策を各公共発注機関で実施いただくことが必要であることから、各位におかれましては、現場代理人の常駐義務の緩和へのご協力をよろしくお願いいたします。

(問い合わせ先)

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

TEL : 03-5253-8111

課長補佐 山北 孝治 (内 23233)

計画調整係長 柳 紀昌 (内 23226)

エレベーター設備工事における現場代理人の常駐義務の緩和について

「公共工事標準請負契約約款」を受けた「工事請負契約書」（最終改正 平成 25 年 3 月 25 日国地契第 106 号、国北予第 56 号）第 10 条 3 項において、現場代理人が工事現場に常駐を要しないこととすることができる場合が定められています。

また、その運用について、「工事請負契約書の運用基準について」（最終改正 平成 22 年 9 月 6 日付け国地契第 20 号）において示されており、これを踏まえ国土交通省の官庁営繕では、下記のように運用しております。

1. 現場代理人の常駐を要しない期間の明確化について

(1) 書面による明確化について

現場代理人の工事現場への常駐を要しない期間については、発注者と受注者の間で明確にしておく必要があるため、設計図書又は打合せ記録等の書面により明確にすること。

(2) 記載方法例について

設計図書（仕様書又は現場説明書）への記載は、以下を参考とする。

① 現場施工に着手するまでの期間に関する記載方法例

【現場施工に着手する日が確定している場合】

- 請負契約の締結の日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）については、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

② エレベーター等の工場製作のみが行われている期間に関する記載方法例

- △△△（エレベーター等の機器）の工場製作のみが行われている期間については、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐を要しない。なお、当該期間については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

③ 検査終了後の期間に関する記載方法例

- 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間について、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

④ その他の期間に関する記載方法例

- 上記①～③に掲げるもののほか、工事請負契約書の第 10 条 3 項に定める「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される」場合に該当するものとして、発注者が認める期間

【参考1】

工事請負契約書（最終改正：平成25年3月25日国地契第106号、国北予第56号）（抄）

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) [] 主任技術者

(B) [] 監理技術者

三 専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。

[]の部分には、同法第26条第3項の工事の場合に「専任」の字句を記入する。

...

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

...

5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

工事請負契約書の運用基準について（最終改正：平成22年9月6日 国地契第20号）（抄）

第10条関係

第3項について、少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

二 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。

三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

【参考2：現場説明書の記載例】

国土交通省大臣官房官庁営繕部が発注する工事の現場説明書（抜粋）

7. 指導事項について

<略>

(3) 工事請負契約書第10条第1項により工事現場に設置される現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、工事請負契約書に規定されている権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使する。ただし、以下に掲げる期間で、工事請負契約書第10条3項に定める「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される」場合に該当するものとして、請負契約の締結後に監督職員と協議して期間を定めた場合は、その期間については現場代理人の工事現場における常駐を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ② エレベーター等の工事において、工場製作のみが行われている期間
- ③ 工事完成後、検査が終了した日（発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日をいう。）の翌日以降の、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ④ その他、発注者が認める期間

注) 国土交通省大臣官房官庁営繕部では、記載方法例に示されている①～④までの期間についての内容を、このようにまとめて記載している。また、現場説明書配布時点では、現場施工に着手する日が確定していないことから、①の期間については日付を明示していない。

2. 工事实績情報システム（コリンズ）への登録について

工事实績情報システム（コリンズ）への技術者データの登録にあたり、現場代理人の「従事期間」については、現場に常駐をしている期間とすることで運用しております。

注) エレベーター設備工事については、現場代理人が主任技術者及び監理技術者を兼任するケースが多いところ、その場合のコリンズへの技術者データの登録にあたっては、主任技術者及び監理技術者の従事期間についても、「現場に常駐をしている期間」としています。

工事実績情報公開

● 工事実績詳細

[[前画面に戻る](#)] [[検索条件指定画面に戻る](#)] [[TOP画面に戻る](#)] [[ヘルプ](#)]

工事件名

工事概要	
自社が請け負った一体的先行契約工事の有無	一体的先行契約工事無し
工事件名	
路線・水系名等	
請負金額	
工期	2012年01月25日～2013年07月31日
発注機関	
担当事務所名	
受注形態	単独
VE対象工事	VE対象工事ではない
方式種別	
提案の採否	
ISO対象工事	ISO対象工事ではない
請負会社名	
建設業許可番号	
工事分野	機械
工事の業種	機械器具設置工事
工事種別	機械設備工事
工種、工法・型式	機械器具設置工事／エレベーター設備工
施工場所	
施工地域	市街地地域(DID地域)
夜間工事の有無	夜間工事無し
交通規制の有無	交通規制無し
規制道路の種類	
規制道路の交通量(台/日)	
規制車線数	
交通の確保手段	
近接施工の有無	近接施工無し
近接する構造物	

役割	氏名	建設業許可番号	監理技術者証番号の有無	国家資格区分名	従事期間
現場代理人			有		2012/11/26～2013/07/31
主任技術者			有		2012/11/26～2013/07/31

コリンズの新収集項目については、公開対象項目に「対応づけが可能なもの」のみを表示しております。